

茨城県動物愛護推進計画（改定）

一人と動物が共生する地域社会の実現をめざしてー

平成 19 年度動物愛護絵画ポスターコンクール
知事賞（小学校低学年の部）



桜川市立樺穂小学校 1年 小河原 志保さん

平成 20 年 3 月

茨 城 県



はじめに

茨城県知事 橋本 昌

茨城県では、平成15年に「茨城県動物愛護推進計画」を国に先駆け策定し、人と動物が共生する地域社会の実現に向け、行政、関係団体、飼い主など、動物の愛護に関わる全ての関係者が果たすべき役割や、相互に連携しながら取り組むべき方策などを明示して、体系的に動物愛護行政の推進を図ってまいりました。

しかし、依然として、全国的には無責任な飼い主が動物を捨てたり、虐待したり、不適切な飼い方で近隣の人に迷惑をかけたりの事例が跡を絶たないという悲しい現実があり、国は、動物の取扱い、飼養、保管の適正化等を図るため、平成18年に動物の愛護及び管理に関する法律を改正したところでございます。

こうした状況に適切に対応し、本県の動物愛護の更なる発展を図るため、有識者のご意見をいただきながら検討を重ね、このほど「茨城県動物愛護推進計画」を改定いたしました。

改定した推進計画では、動物指導センターに引き取られる犬・ねこの大幅な削減と、收容された犬・ねこの救命と適正な譲渡の拡大を図るため、新たな数値目標を掲げるとともに、新たに産業動物等の施策を追加したほか、さらに動物愛護推進員の活動強化、愛護団体活動への支援、動物の適正飼養の普及啓発などの施策をより具体化して、動物愛護を総合的に推進することとしました。

多くの方々が動物愛護の精神を心から理解し、やがて、それが行動となり、命ある動物に対して常に優しい眼差しを向けることができれば、社会における生命尊重、友愛などの情操の涵養も図って、心豊かな県民生活の実現の一端を担うことになっていくものと信じております。

今後とも、県民、愛護団体、関係機関などの皆様方と行政が手を携え、一体となって動物愛護に取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

平成20年3月

目 次

I 総 論

1	推進計画改定の趣旨	1
2	計画の位置づけと性格	2
3	計画期間と進行管理	2
4	計画の基本方向	2
	(1) 動物愛護の普及啓発と県民への定着	
	(2) 動物の適正飼育と飼い主責任の徹底	
	(3) 動物愛護推進体制の構築と関係者の役割	
5	茨城県の動物愛護の現況	4
	(1) 平成13年県民世論調査（平成13年7月実施）の概況	
	(2) 動物愛護関係指標の現況	
6	動物愛護推進目標の設定	7
7	動物愛護推進施策の体系	8

II 各 論

1	県民への動物愛護意識の啓発	11
2	動物愛護を担うひとづくり	14
3	動物愛護団体の育成と強化	16
4	動物の適正飼養の普及啓発	18
5	アニマルセラピーや身体障害者補助犬の育成支援	22
6	人と動物に共通する病気に関する調査研究	24
7	犬・猫引取業務の改善	26
8	学校教育との連携	29
9	動物愛護推進拠点のあり方と連携	31

III 資 料 編

・平成13年県民世論調査（平成13年7月実施）	33
・各論資料集（表4～9，参考資料1～4）	35

I 総論

1 推進計画改定の趣旨

茨城県では、平成15年5月に「茨城県動物愛護推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、「人と動物が共生する地域社会」の実現に向けて、県民一人ひとりに動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した飼育方法等を普及するため、県、市町村、関係機関・団体、地域、動物の飼い主や県民等の様々な関係者が担う役割や、今後取り組むべき方策を明確にし、相互に連携しながら推進すべき動物愛護に関する具体的内容を示して、施策の展開を図り、5年目を迎えています。

しかしその一方で、不適切な動物の飼い方によって近隣の人へ迷惑や危害を及ぼしたり、無責任な飼い主が動物を棄てたり、心ない人が動物を虐待するなどの問題が依然として存在しています。

こうした背景を踏まえ、平成18年6月1日に、改正「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「法」といいます。）」が施行され、動物が命あるものであることを基本原則に、動物の適正な取扱いや飼養保管を確保することにより、動物と人のより良い関係づくりを進め、生命尊重、友愛等の情操の涵養を図り、心豊かな社会実現の一端を担うことなどを目的として、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）が示されました。

これを受け、「国の基本指針」で示された項目の中で、現在の「推進計画」に含まれていない項目については新たに追加し、含まれていても内容が抽象的な場合については具体化し、さらには、一部の「推進目標」を見直すとともに、完了した施策の削除など、所要の訂正も必要となったことから、「推進計画」を改定しました。

2 計画の位置づけと性格

この計画は、茨城県の中長期的な動物愛護の推進方向を具体的指針として示すものであり、この計画を実現するためには、行政のみならず関係団体、地域、動物の飼い主や県民など多くの関係者の連携と実践行動が不可欠であり、地域での日常生活の様々な場面を通じて、この計画が協働して推進されることを期待するものです。

3 計画期間と進行管理（平成20年度～29年度）

この計画の期間は、平成20年度から平成29年度末までの10年間とします。また、計画の進捗状況等については、別に設定する動物愛護に関する個別指標等をもとに、定時的な進行管理と評価を行います。

4 計画の基本方向（人と動物が共生する地域社会の実現）

（1）動物愛護の普及啓発と県民への定着

動物が命あるものであることを踏まえ、人と動物の共生を前提に、動物の習性を理解した適正な取扱いや飼育管理について、県、市町村、関係機関・団体、地域、動物の飼い主等、多くの関係者が連携協働して、幼児教育・学校教育などの教育活動や広報活動などを通じ、県民への動物愛護意識の普及啓発に努め、日常生活への定着に取り組みます。

特に、広く県民の間に動物を慈しむ愛護の気風を招来し、生命尊重等の情操の涵養を図るための普及啓発活動に積極的に取り組みます。

(2) 動物の適正飼育と飼い主責任の徹底

動物の適正な飼養は飼い主の責務であり、動物愛護の根幹でもあります。飼育している動物の健康と安全の保持，人の生命や財産への危害の防止，動物の飼養を通じた他人への迷惑防止に常に留意し，動物を終生飼養し，続けることが飼い主に課せられた重要な使命です。

しかしながら県内では，飼い犬についての係留義務すら守られていない地域も多くあり，動物の適正飼育に関して飼い主の認識には地域間での格差も見受けられます。

こうしたことから，県，市町村，関係機関・団体，ボランティア等の関係者が連携して，動物の適正飼育と飼い主責任の徹底に関する啓発とモラル向上運動に取り組み，「人と動物が共生する地域社会」づくりを進め地域間格差の解消に努めます。

(3) 動物愛護推進体制の構築と関係者の役割

① 県の役割

県（動物指導センター）は，動物愛護推進の中核（拠点）として市町村，関係機関・団体，ボランティアと緊密に連携し動物愛護推進体制を構築するとともに，この計画全体の進行管理を行う。

② 市町村の役割

市町村は，この計画に基づき，地域における動物の飼い主や住民に対する普及啓発を推進する。

③ 県獣医師会の役割

県獣医師会は，公益的な職能団体として専門的な立場から，主に動物の保健衛生の面からこの計画を推進する。

④ 動物愛護団体の役割

動物愛護団体は，この計画の推進にあたって，行政や飼い主に対し実施可能な支援及び協力を行う。

⑤ 動物愛護推進員（動物愛護民間ボランティア）の役割

動物愛護推進員は，日常的な活動を通じてこの計画を推進する。

⑥ 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は，その業務を通じて動物の飼育希望者又は飼育者に対する正しい知識の提供と普及啓発に努め，この計画の推進に協力する。

⑦動物園などの動物展示施設の役割

動物園をはじめとする動物関係施設は、その業務を通じて動物愛護の普及啓発に努め、この計画の推進に協力する。

⑧幼児教育・学校教育関係機関の役割

学校をはじめとする教育関係機関は、幼児・児童に対する動物愛護教育に努め、この計画を推進する。

⑨動物の飼い主の役割

動物の飼い主は、動物が命あるのもであることを十分に認識した適正な飼育管理に努め、「人と動物が共生する地域社会」実現のための飼い主責任を履行する。

⑩県民の役割

県民は、この計画を理解し、「人と動物が共生する地域社会」実現のために必要な協力を行う。

5 茨城県の動物愛護の現況

(1) 平成13年県政世論調査の概況

茨城県では、毎年、県政の各種施策に対する県民の関心・理解・意見や要望を把握し、その結果を今後の施策の参考とするため、「県政世論調査」を実施しています。平成13年7月に実施した「県政世論調査」の調査項目の一つとして行った動物愛護思想の普及に関する調査結果は、資料編（p35～p36）のとおりでした。この結果は、必ずしも茨城県の動物愛護の状況を正確に示すものではありませんが、現況をおおむね反映しているものと思われます。

この結果では、ペット動物を飼育していると回答した人は4割台半ばを超え、「飼いたいが今は飼っていない」と回答した人を加えると、約9割近くの人がペット動物を飼育しているか、将来飼育することを望んでいると推察されます。しかし一方では、飼育者の約7割が、自身では他人に迷惑を及ぼすことなく適正に動物を飼育していると考えている反面、他人のペット動物を迷惑と感じた経験を持つ人が6割弱いることという現況も浮き彫りなるなど、動物の愛護は勿論のこと、動物の生理や習性を理解した適正な飼育方法等の普及啓発と飼い主責任の履行徹底が求められています。

(2) 動物愛護関係指標の現況

①法第35条に基づく犬及びねこの引取頭数（資料編 p 35 : 表4）

動物愛護の普及程度を推し量るうえでの指標とも言える法第35条に基づく本県での犬及びねこの引取頭数は、平成18年度の全国実績ベース（犬66,996頭、ねこ231,697頭、合計298,693頭）で見ると、犬の引取頭数は全国第3位、ねこは全国第20位にあり、犬及びねこの総数では全国第13位に位置しています。

一方、平成9年度当時の全国実績ベース（犬195,398頭、ねこ291,573頭、合計486,971頭）で見ると、犬及びねこの引取総数では当時全国第8位でしたが、これまでの期間（平成9年度～18年度）の引取頭数の減少率は、全国平均38.6%に比べ本県は57.4%となっております。

表1 法第35条に基づく犬及びねこの年度別引取り頭数の推移

（動物指導センター窓口引取、定時定点引取、自宅有料引取を含む。）

年度 区分	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
犬	10,105	9,845	8,942	8,208	7,395	6,955	5,642	4,371	3,305	3,064
ねこ	7,850	8,651	8,210	8,506	9,170	7,629	6,961	5,292	4,582	4,578
合計	17,955	18,496	17,152	16,714	16,565	14,584	12,603	9,663	7,887	7,642

②不適切な飼育に起因する苦情相談受付件数

県（動物指導センター）や市町村には、犬の放し飼いなど不適切な動物の飼育に起因する様々な苦情が、毎日、数多く寄せられています。苦情の多くは、飼い主責任が全うされて動物の適正な飼育が徹底されていれば、発生しないか解決される問題です。

表2 動物指導センターに寄せられた年度別の苦情件数

区分 年度	合計	犬 関 係 苦 情 相 談 等											猫及び その他 の動物 関係	
		被害等		苦 情				引 取		相 談				
		人身等	その他	徘徊等	捨て犬	放し飼い	悪臭騒音	負傷犬	野犬	放棄	逸走	病気等		
14	6,449	5,069	67	131	1,539	179	403	143	120	464	110	1,163	750	1,380
15	7,752	6,476	95	211	2,355	234	435	179	160	513	139	1,254	901	1,276
16	7,072	6,770	114	379	2,335	271	551	189	223	554	172	1,936	46	302
17	8,447	7,640	80	—	2,173	223	494	190	313	660	93	3,223	191	807
18	7,463	7,202	87	—	2,120	223	463	185	290	705	30	2,851	248	261

③けい留義務に違反した犬の捕獲頭数と飼い主への返還頭数

県（動物指導センター）は、昭和54年に制定した「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」といいます。）」で、飼い犬には「けい留（つないで飼うこと。）」の義務を課しています。このけい留義務に違反した犬については、危害防止の観点から捕獲し動物指導センターに収容後、所有者が判明する場合はその所有者に引き取るよう連絡するなど、正しい飼い方を指導した後に返還しています。しかし、捕獲したこれら犬の本県での返還率は、平成18年度実績でも僅か1.6%に過ぎず全国最低に位置しています。（全国平均返還率20.6%）

表3 けい留義務に違反した犬の捕獲頭数と飼い主への返還頭数の年度推移

区分 年度	捕獲犬頭数			鑑札装着 頭数	飼い主への 返還頭数(B)	返還率 (B/A)
	成 犬	子 犬	合計(A)			
平成14	2,259	1,812	4,071	10	45	1.1%
15	3,171	1,646	4,817	46	80	1.7%
16	3,120	1,721	4,841	68	111	2.3%
17	2,876	1,976	4,852	33	93	1.9%
18	2,876	1,788	4,664	49	74	1.6%

6 動物愛護推進目標の設定

茨城県の動物愛護推進目標を次のように設定します。

(1) 犬及びねこの致死処置頭数「ゼロ」を目指して

法第35に基づき県が引取らなければならない犬及びねこ，条例第12条に基づき捕獲した犬について，いずれも致死処分を行わなければならない頭数「ゼロ」を動物愛護の推進程度を推し量る指標として設定し，これを究極的な目標とします。

(2) 犬及びねこの引取頭数半減化

法第35条に基づく犬及びねこの引取頭数については，関係者が一体となって削減を推進します。

目標	平成29年度 犬及びねこの引取頭数	3,500頭未満
現況	平成18年度 犬及びねこの引取頭数	7,642頭

(3) 不適切な飼育に起因する苦情相談件数の減少化

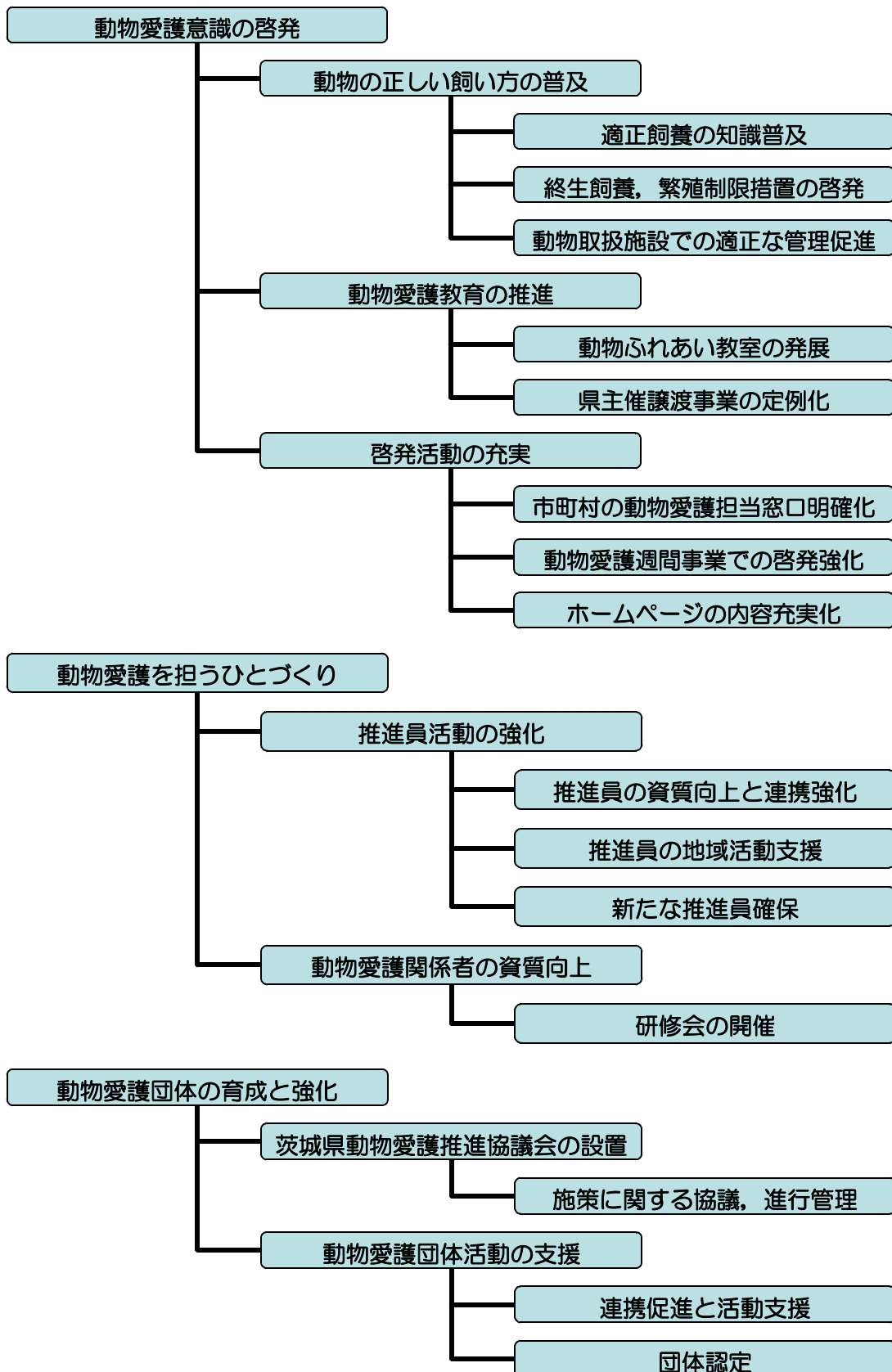
捨て犬，犬の放し飼いなど，不適切な飼育に起因する苦情件数を動物愛護推進指標の一つとして設定し，可能な限り「ゼロ」に近づけることを目標とします。

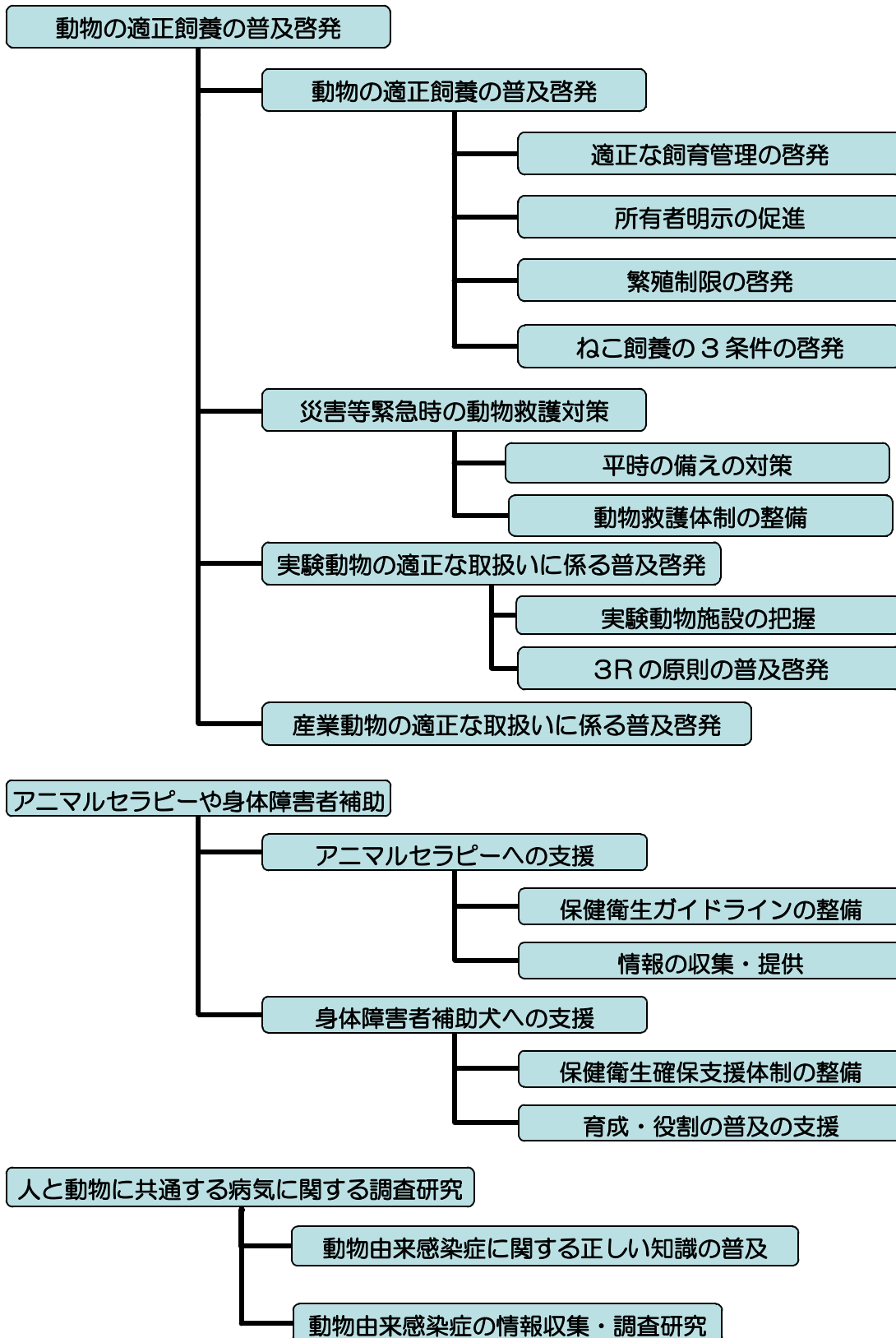
(4) 収容した動物の譲渡頭数増加

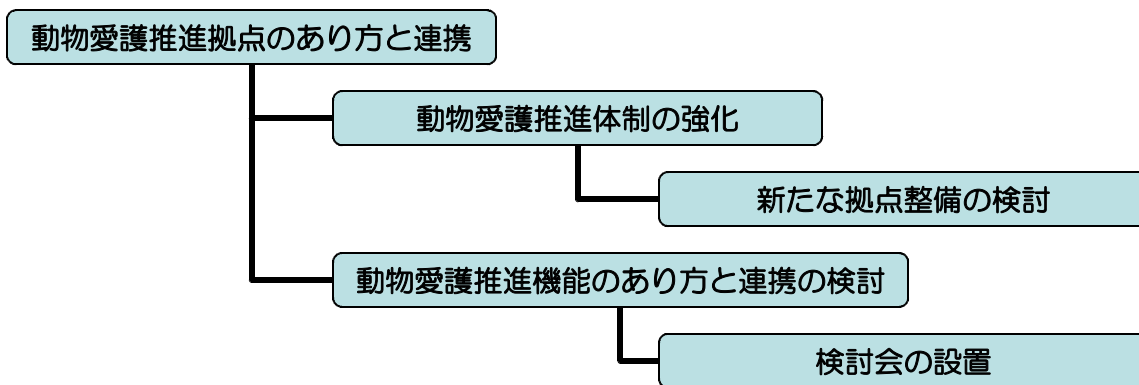
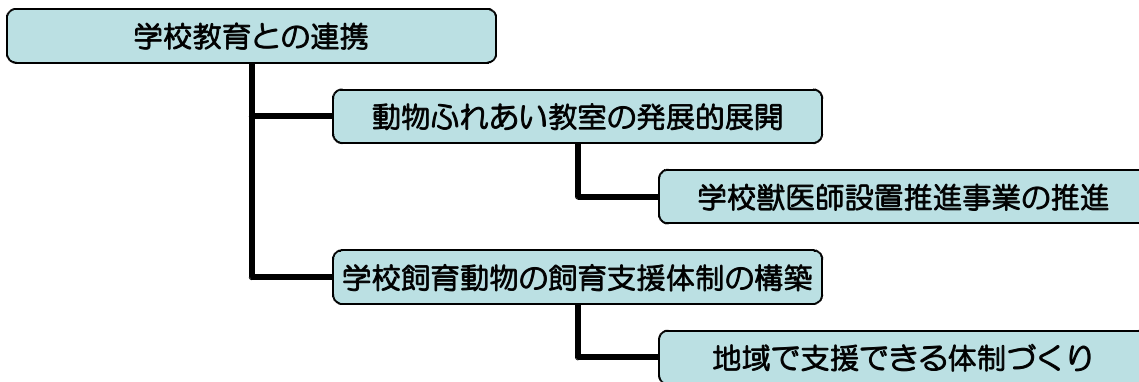
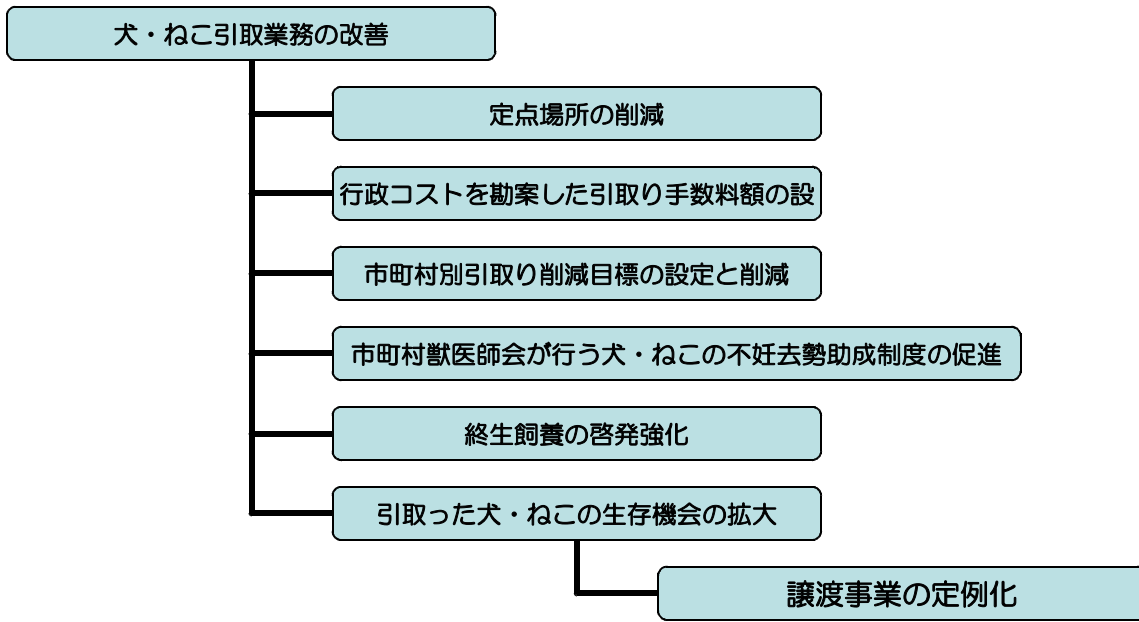
収容した動物の生存機会を増やし，適正に終生飼養されることを目的として，愛護団体と連携し，譲渡頭数を増やしていきます。

目標	平成29年度 動物の譲渡頭数	500頭以上
----	----------------	--------

7 動物愛護推進施策の体系







Ⅱ 各 論

1 県民への動物愛護意識の啓発

【現状と課題】

茨城県は、法第4条に規定する動物愛護週間（9月20日～26日）にちなみ、動物指導センターを実施機関として、県獣医師会、日本愛玩動物協会県支部、動物愛護推進員、ボランティア等の関係者の協力を得て、毎年「動物愛護フェスティバル」を開催し、動物の愛護と適正な飼養についての県民への啓発に努めるとともに、県広報媒体（ポスター、リーフレット、ラジオ広報）や市町村広報を通じた啓発にも取り組んできました。

また、小学校を訪問して行う「動物ふれあい教室」を県獣医師会の協力を得て開催し、学校飼育動物の健診や正しい飼い方の指導を通じ、児童の情操教育への支援と動物愛護意識の涵養に努めてきました。

一方、県内では身近な家庭動物として約19万頭の犬が登録されていますが、ほぼ同数のねこが飼育されているものと推定（ペットフード工業会調査）され、県民世論調査（平成13年7月実施）の結果を踏まえれば、県内約47万世帯で犬又はねこ等の家庭動物が飼育されているものと推定されます。

しかし、動物愛護意識の浸透程度を推し量る指標とも言える法第35条に基づく犬及びねこの引取りの頭数は依然として全国的に見ても高位にあり、人口10万人当たりの引取頭数は257頭（平成18年度実績、全国平均234頭）と、全国第25位に位置するなど、飼い主の終生飼養責任が果たされていない状況にあります。（資料編 p 35：表4参照）

このため、動物が命あるものであることを強く訴え、広く県民の間に動物を慈しむ愛護の気風を招来し、日常生活の中に動物愛護を定着させる必要があります。

【推進方向と計画】

(1) 動物の正しい飼い方の普及

ア 犬及びねこに代表される家庭動物の正しい飼い方についての知識を普及し、「責任ある飼い主」を育成するとともに、動物の虐待や遺棄を許さない社

会環境をつくる。

- ①「家庭犬のしつけ方教室」を開催する。(継)
- ②環境省が示した「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の普及に努める。

イ 動物の終生飼養，犬及びねこの繁殖制限措置の啓発に努める。

- ①市町村広報を積極的に活用する。(継)
- ②動物愛護推進員活動を促進する。(継)

ウ ペットショップなど動物取扱施設での適正な動物管理を促進する。

- ①業界団体の自主管理体制の確立を指導する。(継)
- ②自主管理のための「ガイドライン」を整備する。(継)

(2) 動物愛護教育の推進

ア 「動物ふれあい教室」を暫時又は段階的に発展させ，獣医師と動物愛護推進員の協働チームによる幼児・児童への動物愛護教育を推進する。

- ①学校獣医師設置推進事業を展開し，事業評価を行う。(継)

イ 県が引き取った犬及びねこの譲渡事業を実施する。

- ①ボランティアの協力を得て事業の定例化を図る。(継)
- ②譲渡事業マニュアルを整備する。(継)

(3) 啓発活動の充実

ア 動物愛護の普及啓発に関する市町村の取組を強化する。

- ①市町村の動物愛護普及啓発担当窓口の明確化を図る。(継)
- ②動物愛護推進員活動に対する市町村支援を促進する。(継)

イ 動物愛護週間事業における啓発活動を強化する。

- ①啓発手段の多様化を図る。(継)
- (例)ターミナル駅頭での動物愛護啓発キャンペーンの実施

ウ 動物愛護関係情報の提供機能を強化する。

①動物指導センターホームページの発信内容を充実する。(継)

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/dobutsu/index.html>

【計画推進のための役割】

推進方向と 計 画			県	市町村	関係機関 ・団体等	動物愛護 推進員	飼い主	県 民
(1)	ア	①	◎	○	○	○	◇	◇
		②	◎	◎	◎	○	□	□
	イ	①	◎	◎	○	○	□	□
		②	△	△	△	◎	□	□
	ウ	①	◎		○			
		②	◎		○	○		
(2)	ア	①	◎	○	○	○		◇
	イ	①	◎	○	○	○		◇
		②	◎		○	○		
(3)	ア	①	△	◎				
		②	△	◎	○	□		
	イ	①	◎	○	○	○	□	□
	ウ	①	◎	○	○	○	□	□

※ ◎主体，○協力，△支援，◇参加，□客体

2 動物愛護を担うひとづくり

【現状と課題】

茨城県は平成13年12月、全国に先駆けて、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と見識を有する民間ボランティア132名を法第38条に基づく「動物愛護推進員（以下「推進員」といいます。）」として委嘱しました。

（資料編 p 43：参考資料2参照）

推進員は、地域での日常生活を通じて、動物の愛護と適正な飼養の重要性についての啓発活動や繁殖制限措置に関する助言、犬・ねこ等の譲渡のあっせん等、法律に掲げる活動に従事していただいています。

動物愛護を県民運動としてさらに高揚発展させるうえでも、推進員活動は極めて重要な役割を果たすこととなります。このため、推進員のさらなる資質向上と均質化、推進員相互や行政・関係団体との連携強化、地域でのバランスがとれた推進員の配置、推進員活動の支援体制の構築などを推進する必要があります。

また、推進員の専門知識や経験に応じ、家庭動物、学校飼育動物、その他の動物等、対象分野別の役割機能の分担化も求められています。

この他、動物愛護に係わる多くの関係者に、知識習得のための不断の研鑽が求められています。

【推進方向と計画】

(1) 推進員活動の強化

ア 推進員の資質向上と連携強化を促進する。

① 推進員実務研修会を開催する。(継)

中央研修：動物指導センターが開催する研修会(年1回)

地域研修：各地域ブロック毎に「活動報告会」の際に行う研修会(年2回程度)

② 推進員相互の横断的な組織化を促進する。(継)

イ 推進員の地域活動を支援する。

① 推進員活動マニュアルを作成する。(継)

② 活動に必要な知識の習得を目的に、研修会を開催する。(新)

- ③活動の活性化を図るため、推進員相互の協力、連携体制を整備する。(新)
- ④市町村が行う動物の管理・愛護活動において、市町村と推進員との連携促進するため、推進員の活動等に関する情報を市町村に提供する。(新)
- ⑤「動物愛護推進員制度」を広く県民に周知し、推進員が活動しやすい環境整備に努める。(新)

ウ 新たな推進員の養成確保に努める。

- ①推進員養成講習会を開催する。(継)

(2) 動物愛護関係者の資質向上

ア 行政担当者、教育関係者、動物取扱業者の資質向上のための研修を行う。

- ①県・市町村行政担当者研修会を開催する。(継)
- ②学校飼育動物担当者(教員)研修会を開催する。(継)
- ③動物取扱業者研修会を開催する。(継)

【計画推進のための役割】

推進方向と 計 画			県	市町村	関係機関 ・団体等	動物愛護 推進員	飼い主	県 民
(1)	ア	①	◎	○	○	◇		
		②	○	○	○	◎		
	イ	①	◎	○	○	◎		
		②	◎	○	○	◇		
		③	◎			◎		
		④	◎	○	○	◎		
		⑤	◎	○	○	○		
ウ	①	◎	○	○	○	□	□	
(2)	ア	①	◎◇	○◇	○	○		
		②	◎	○	○◇	○		
		③	◎	○	○◇	○		

※ ◎主体、○協力、◇参加、□客体

3 動物愛護団体の育成と強化

【現状と課題】

県内には、犬及びねこの里親譲渡事業や適正飼養の啓発活動を行う個人、グループが多数存在していますが、県下全域を活動区域とした法人格のある団体は、ごくわずかです。

また、法第39条では、動物愛護推進員の委嘱の推進と推進員活動に対する支援等を進めるため、委嘱主体となる県、推進員の推薦母体となり得る動物愛護を目的とする公益法人・獣医師の団体、市町村等によって構成される「協議会」を組織することができる旨を規定しており、本県では平成16年7月から設置していません。（資料編 p 4 1 : 参考資料 1）

これまで、動物愛護活動を行う個人やグループの公益的な活動は、本県の動物愛護を推進するうえで極めて重要な役割を果たしてきました。こうした活動をさらに促進するため、公益的な動物愛護団体の育成と強化が急務となっています。（資料編 p 3 6 : 表 5 参照）

【推進方向と計画】

(1) 動物愛護団体活動の支援

ア 動物愛護団体の連携促進と活動を支援する。

①動物愛護団体の連携促進と公益活動推進のための協議の場を設置する。

(継) (例)動物愛護活動団体連絡会の設置

②団体の活動拠点の確保について、関係情報の提供等、必要な支援を行う。

(新)

③団体の勉強会に講師を派遣し、必要な知識や情報の提供によって、団体の育成等に努めていく。(新)

④県と連携して適正に動物の譲渡に取り組むことができる団体の育成を図るため、動物の取り扱いや譲渡先の選定方法などについてガイドラインを定め、これを遵守して譲渡ができる団体を認定する制度を創設する。(新)

【計画推進のための役割】

推進方向と 計 画			県	市町村	関係機関 ・団体等	動物愛護 推進員	飼い主	県 民
(1)	ア	①	○	○	◎	○		
		②	◎	○	○	○		
		③	◎	○	○◇□	○		
		④	◎		○	○		

※ ◎主体，○協力，△支援，◇参加，□客体

4 動物の適正飼養の普及啓発

【現状と課題】

県は、法に基づく条例で「動物の愛護と管理」について細部を定めています。この条例第4条では、動物の生態や習性・生理を理解し愛護するとともに、動物が人の生命、身体・財産に危害を加えたり生活環境を害することがないように飼養管理し、その動物を終生飼育することなどを「動物の所有者の責任」として明示しています。また、犬については市町村と連携し、狂犬病予防法に基づく登録・予防注射の促進を図るとともに、条例に定められている「けい留（つないで飼うこと）」義務の徹底と健康状態に応じた適度な運動の実施など、飼い犬の所有者の遵守事項について啓発を行ってきました。（資料編 p 37～38：表6，7参照）

しかし、県や市町村へは、放し飼いや糞尿・鳴き声・臭気など不適切な動物の飼育に起因する近隣への迷惑苦情、飼育中途での動物の放棄や遺棄に関する苦情、飼育能力を超えた多頭飼育についての苦情、飼い主の判明しない中途半端な飼育苦情等、様々な苦情が多数寄せられています。平成13年度の「県政世論調査」結果でも、59.4%が「他人が飼っているペット動物を迷惑と感じたことがある」と答えています。

こうした近隣への迷惑行為を未然に防止し、「人と動物が共生する地域社会」づくりを進めるため、さらに、動物の適正な飼養管理について普及啓発を推進していく必要があります。また、地震や風水害等の自然災害の場合の対策を事前に想定し、動物の飼い主自らが避難所生活に備えての「しつけ」等の適切な管理を徹底するとともに動物のための最低限の非常用携行品を準備することや、関係機関が連携し動物の救護対策を構築することも課題となっています。

また、実験動物については、動物を飼養及び利用する施設の自主管理により、取扱いの適正化を図る仕組みとなっていますが、動物が命あるものであることを踏まえ、その科学上の利用の目的を達することができる範囲において、適切な措置等を講じることが課題となっています。産業動物については、畜産業者等が、飼養する動物の特性等を正しく理解し、愛護の精神をもって適正に飼養することが必要とされています。

【推進方向と計画】

(1) 動物の適正飼養の普及啓発

ア 動物の習性や生理に応じた適正な飼育管理の普及啓発を推進する。

- ①法、条例に基づく「動物の所有者又は占有者の責務等」及び「飼い犬の所有者の遵守事項」の普及啓発に努める。(継)
- ②環境省が示した「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発に努める。(継)

イ 動物所有の明示を促進する。

- ①「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の趣旨に基づき、家庭動物等の所有者等に対し、所有する家庭動物等への名札、マイクロチップの装着等を促進し、動物の所有者責任の一環として徹底する。(継)
- ②マイクロチップの普及啓発を一層促進するため、県が譲渡する犬・ねこにマイクロチップを装着する。(新)

ウ 適正な飼養数と繁殖制限に関する啓発を強化する。

- ①「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の趣旨に基づき、家庭動物の所有者等に対し、適正な飼養数と繁殖制限に関する啓発を強化する。(継)

エ ねこの所有者等に対する「屋内飼養」等の普及啓発を推進する。

- ①「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の趣旨に基づき、ねこの所有者等に対し、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康と安全保持の観点から、ねこの飼養の3条件「屋内飼養」「不妊去勢の実施」「個体識別措置の実施」について普及啓発し推奨する。(継)

(2) 災害等緊急時の動物救護対策

ア 災害等緊急時に備えた平時の対策を講じる。

- ①家庭動物の所有者等にとっては、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の主旨に基づき、非常災害に際して「しつけ」「ワクチン接種」などの必要な準備を行うよう啓発を行う。(新)
- ②特定動物の飼養施設においては、災害発生時に動物の逸走を防止するため施設の保守点検の徹底等を指導する。(新)

- ③動物取扱業者にあつては，災害の発生に備え，飼養・保管している動物の避難場所の確保や，対応マニュアルなどを自主的に作成しておくよう指導する。(新)
- ④実験動物取扱施設にあつては，災害の発生時に，病原体に感染した動物等の逸走を防止するため，「逸走防止計画」を自主的に作成しておくよう啓発を行う。(新)
- ⑤避難所に連れてこられた動物や，住民が避難した後に取り残された動物の保護活動が適切に行われるよう「被災動物取扱ガイドライン」を作成し，市町村や関係団体等に配布する。(新)
- ⑥飼い主不明の被災動物を，新たな飼い主等に引き継ぐことができるよう平時から，動物愛護団体やボランティアとのネットワークの構築を進めて行く。(新)

イ 災害等緊急時の動物救護体制を整備する。

- ①災害等の緊急事態が発生した場合，県は，被害の程度や災害の規模等を勘案の上，県及び県獣医師会，関係団体で構成する「県被災動物救済本部」を設置し，組織的，かつ体系的に動物の救援に取り組んでいく。(新)

(3) 実験動物の適正な取扱いに係る普及啓発

ア 実験動物を取扱う施設を把握する。

- ①県内の大学や，国並びに民間会社の研究施設などに調査表を送付するなどして，協力を求め，施設の把握に努める。(新)

イ 適正な取扱いに係る普及啓発を実施する。

- ①「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月環境省告示第88号)を取扱い施設に送付し，その周知に努めるとともに，「3Rの原則」を普及・啓発していく。(新)

「3Rの原則」	代替法の活用: Replacement
	使用数の削減: Reduction
	苦痛の軽減: Refinement

(4) 産業動物の適正な取扱いに係る普及啓発

ア 畜産業者等に対して普及啓発を行う。

- ①庁内の関係課と連携を図り，畜産業者等に対して「産業動物の飼養及び保管に関する基準」

(昭和62年10月9日総理府告示第22号)を踏まえ、動物の生理、生態、習性等を正しく理解し、愛情をもって飼養することや、日常の衛生管理の励行等について、従来にも増して普及啓発に努めていく。(新)

【計画推進のための役割】

推進方向と 計 画			県	市町村	関係機関 ・団体等	動物愛護 推進員	飼い主	県 民
(1)	ア	①	◎	○	○	○	□	□
		②	◎	○	○	○	□	□
	イ	①	◎	○	○	○	□	□
		②	◎		○			
	ウ	①	◎	○	○	○	□	□
	エ	①	◎	○	○	○		
(2)	ア	①	◎	○	○	○	□	□
		②	◎		○			
		③	◎		○			
		④	◎		○			
		⑤	◎	○	○	○		
		⑥	○		◎	◎	□	□
	イ	①	◎		○			
(3)	ア	①	◎		○			
	イ	①	◎	○	○	○	□	□
(4)	ア	①	◎	○	○	○	□	

※ ◎主体，○協力，□客体

5 アニマルセラピーや身体障害者補助犬の育成支援

【現状と課題】

近年、動物が人に与える「やすらぎ」効果を利用し、高齢者や障害者のリハビリ訓練や治療の一環として、犬やねこ等の「家庭動物」とのふれあい活動がアニマルセラピーとして注目を集めています。県内でも、福祉関係施設の訪問活動を行うボランティアグループが活動し、多くの対象者に動物とのふれあいを通じて喜びと活力を与えています。

また、平成14年10月に施行された身体障害者補助犬法では、盲導犬、介助犬及び聴導犬が身体障害者補助犬として規定され、身体障害者の自立と社会参加のため、公共施設等への補助犬同伴が一層促進されることとなりました。

これらの活動に携わる動物の育成や保健衛生の確保に対する支援を行なうとともに、その役割の重要性に関する社会への周知など、動物愛護の観点からもその活動について側面的な支援協力を行う必要があります。

「アニマルセラピー」とは

社団法人 日本動物病院福祉協会(JAHA)ホームページから抜粋

<http://www.jaha.or.jp/new/jahatop2.html>

○人と動物との絆(ヒューマン・アニマル・ボンド=HAB)

人と動物のふれあいは、そもそも地球、人間の歴史とともに築かれてきたものです。

人と動物が共に生活しあうことで、その中に生まれてくる精神的、身体的な関わりを「人と動物との絆」と呼んでいます。1970年代に入り、米国のデルタ協会を中心として、人と動物との間に生まれてくる関わり、すなわち「人と動物の相互作用」を解明するために、獣医学、精神医学、臨床心理学、動物行動学などが、各領域の垣根を取り払って研究を始めました。それが、「人と動物の絆(HAB)」と呼ばれる新しい科学です。

このような研究の成果を、広い意味での「子どもたちの教育」と「人の医療や福祉」の分野に生かすことをアニマル・アシステッド・アクティビティ(動物介在活動=AAA)と呼んでおり、特に人の医療に活かすことをアニマル・アシステッド・セラピー(動物介在療法=AAT)と呼んでいます。

※日本では、動物介在活動と動物介在療法を区別せずに、「アニマルセラピー」と総称しているのが一般的です。

【推進方向と計画】

(1) アニマルセラピーへの支援

ア アニマルセラピー動物の保健衛生を確保する。

① アニマルセラピー動物の「保健衛生ガイドライン」を整備する。(継)

イ アニマルセラピーに関する供給・需要情報の提供を支援する。

① アニマルセラピーの供給(ボランティア情報)・需要(施設側の希望情報)情報の収集・提供体制を整備する。(継)

(2) 身体障害者補助犬への支援

ア 身体障害者補助犬の保健衛生を確保する。

① 身体障害者補助犬の保健衛生確保支援体制を整備する。(継)

イ 身体障害者補助犬の育成や普及を支援する。

① 身体障害者補助犬の育成や役割等の普及を支援する。(継)

【計画推進のための役割】

推進方向と 計 画			県	市町村	関係機関 ・団体等	動物愛護 推進員	飼い主	県 民
(1)	ア	①	◎	○	◎	○	□	□
	イ	①	◎	○	○	○	□	□
(2)	ア	①	◎	○	◎	○	□	□
	イ	①	◎	◎	◎	○	□	□

※ ◎主体，○協力，□客体

6 人と動物に共通する病気に関する調査研究

【現状と課題】

県は、狂犬病をはじめとする人と動物に共通する病気（「動物由来感染症」と言います。）の予防対策について、動物の飼い主に対する啓発事業や小学校児童を対象とした「動物ふれあい教室」などを通じて普及啓発を行っています。

また、ペットショップなどの動物取扱業の衛生状況調査時に、具体的な予防対策を指導するなど、動物取扱業者を通じて動物の飼育者に対する衛生意識の高揚を図っています。この他、獣医師会の協力を得て、動物病院段階での動物由来感染症発生情報の収集に努め、必要に応じ、医師会等医療機関へ動物由来感染症発生情報を提供できるシステムを構築しています。

しかし、近年、鳥展示施設におけるオウム病の集団発生事例、米国産プレーリードッグからの野兎病の感染事例、室内飼育犬におけるエキノコックスの感染事例など、動物由来感染症の散発事例が各地で新たに報告されていますので、飼育動物の健康管理など保健衛生対策についての啓発、さらには調査研究や情報収集・提供の拡充・強化が求められています。

【推進方向と計画】

(1) 動物由来感染症に関する正しい知識の普及

ア 動物由来感染症に関する知識の普及に努める。

① ホームページを活用した動物由来感染症情報の発信を行う。(継)

「動物由来感染症を知っていますか？」 <http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/>

② ペットショップなど動物取扱業者を通じた県民への啓発に努める。(継)

(2) 動物由来感染症の情報収集と調査研究等

ア 動物由来感染症に関する情報収集と提供に努める。

① 国をはじめとする関係機関と緊密に連携し、動物由来感染症に関する情報収集と提供に努める。(継)

イ 動物由来感染症に関する調査研究に努める。

①犬やねこなど身近な家庭動物について、国等の関係機関との連携を図りながら動物由来感染症に関する調査研究を行う。(継)

【計画推進のための役割】

推進方向と 計 画			県	市町村	関係機関 ・団体等	動物愛護 推進員	飼い主	県 民
(1)	ア	①	◎	○	○	○	□	□
		②	◎	○	◎	○	□	□
(2)	ア	①	◎	○	○	○	□	□
	イ	①	◎	○	○	○	□	□

※ ◎主体，○協力，□客体

7 犬・ねこ引取業務の改善

【現状と課題】

法第35条では、飼いきれなくなり所有権を放棄された又は遺棄された後に拾得された犬及びねこについて、行政による引取り措置を定めています。これは、旧動物保護管理法（現在の「動物の愛護及び管理に関する法律」の前身となる法律です。）を制定する一つの動機ともなった犬やねこの安易な遺棄の横行，それによる野良犬や野良ねこの増加と咬傷（咬みつき）事故など人への危害の頻発という旧法制定当時（昭和48年）の社会状況に対処するため、犬やねこの遺棄を未然に抑止していく具体的な方策として、本法に定められました。

本県では、同法に基づく引取りを、動物指導センターの「窓口」に加えて、あらかじめ定めた日時に市町村の公民館など定めた場所を巡回する「定時定点」引取りの二つの手段を設け、犬やねこの引取りを実施してきました。この他、特殊なケースとして、咬傷癖があり飼い主自身が制御できない、あるいは引取り窓口まで持参できないなど、前述の二つの引取り方法で対応しきれない状況を考慮し、飼い主宅まで出向いて引き取る「自宅」引取り手段も実施してきました。

この引取り制度は、やむを得ない正当な理由で継続して飼養することができなくなった際に、飼い主自らが適正に飼養できる方に譲渡するよう最大限の努力を払い、その結果として新たな飼養者を見いだすことができなかつた場合に限り、緊急避難的な措置として位置づけられたものであることは言うまでもありません。

しかし本県では、引取頭数は減少していますが、こうした制度本来の趣旨が正しく理解されていないことから、引取頭数に占める子犬や子ねこの比率が約8割にも達しているうえ、平成17年度実績では7,887頭にのぼり、依然として全国的にも極めて高位にあります。（資料編 p 35：表4参照）

引き取った犬やねこは、国が定めた「動物の殺処分方法に関する指針」に従い、動物指導センターにおいて二酸化炭素を用いて致死処分することを原則としていますが、これに要する行政経費の受益者への負担として、平成16年10月1日から引取りの有料化を実施し、引取頭数の抑制を図っております。また、これら引取り収容した犬及びねこ全てに生存の機会を与えることは不可能であるものの、動物指導センターでは動物愛護推進員など多くのボランティアの協力を得て、子犬の譲渡事業を実施しています。しかし、平成18年度実績で315頭に過ぎません。ま

た、引取頭数を減少させるための施策として、子犬や子ねこの飼育希望者と譲渡希望者を登録し譲渡情報の仲介支援と繁殖制限措置の推奨を行う「犬ねこ譲渡情報バンク」事業を実施し、引取りして致死処分する頭数の減少と繁殖制限措置の普及に努めています。(資料編 p 46 : 参考資料3 参照)

一方で、市町村単位に巡回して実施している「定時定点」引取りに関しては、県に対して、動物の命を軽んじたゴミ回収に類似する行為であり、責任を全うしない不届きな飼育者を助長するだけだとの厳しい批判が数多く寄せられています。こうした引取りをめぐる背景を踏まえ、制度の趣旨を県民に正しく理解してもらい、飼い主自らが果たすべき責務を誠実に履行していただくとともに、引取り業務のあり方を抜本的に見直し、動物愛護の浸透程度を推し量るうえでの唯一の指標とも言える犬やねこの引取頭数を一刻も早くゼロに近づけることが大きな課題となっています。

このため、関係者が連携協働した総合的な対策を推進する必要があります。

【推進方向と計画】

(1)「定時定点引取り業務」の引取実績を踏まえた段階的縮小

ア 引取実績を踏まえ定点場所を削減する。

①「定時定点引取り業務」を縮減する。(継)

(2) 行政コストを勘案した引取り手数料額の設定

ア 行政コストに応じた飼い主負担による引取り制度を継続する。

①法第35条第1項に基づく犬及びねこの有料引取りについて、制度の正しい理解を啓発する。(継)

(3) 市町村別の引取頭数削減目標の設定と削減に向けての実践

ア 「総論」で設定した動物愛護推進目標を達成するため、平成18年度実績をベースに市町村別の引取頭数削減目標を別掲(資料編 p 40 : 表10参照)のとおり設定し、削減に向けた普及啓発を推進する。

①市町村別引取頭数削減目標の進行管理を行う。(継)

(4) 市町村，獣医師会が行う犬及びねこの不妊・去勢助成制度の促進

ア 県内9市町村（神栖市，鹿嶋市，潮来市，行方市，つくば市，坂東市，境町，五霞町，東海村）や獣医師会が実施している犬又はねこの不妊・去勢助成制度の拡大を促進する。

- ① 不妊・去勢手術等の繁殖制限措置の有用性について普及啓発を強化する。
（継）

(5) 県民や飼い主に対する終生飼養の啓発強化

ア 動物の終生飼養に努めるよう啓発を強化する。

- ① 動物の終生飼養に関する啓発を強化する。（継）
② 引取りを求める飼い主に対しては，その理由の明示を求める。（継）
③ 動物指導センターの致死処分施設を公開する。（継）

(6) 引取った犬及びねこの生存機会の拡大

ア 県が引き取った犬及びねこの生存機会拡大のため新たな飼い主への譲渡事業を推進する。

- ① ボランティアの協力を得て事業の定例化を図る。（継）
② 譲渡事業マニュアルを検討整備する。（継）

【計画推進のための役割】

推進方向と 計 画			県	市町村	関係機関 ・団体等	動物愛護 推進員	飼い主	県 民
(1)	ア	①	◎	○	○	○	□	□
(2)	ア	①	◎	○	○	○	□	
(3)	ア	①	◎	◎	○	○	□	△
(4)	ア	①	◎	◎	◎	○	□	□
(5)	ア	①	◎	◎	○	○	□	□
		②	◎	○	○	○	□	□
		③	◎	○	○	○	□	□
(6)	ア	①	◎	○	○	○		◇
		②	◎		○	○		

※ ◎主体，○協力，△支援，□客体

8 学校教育との連携

【現状と課題】

県は、平成元年度から県獣医師会の協力を得て、小学校で飼育している小動物の健診や正しい飼い方の指導を行う「動物ふれあい教室」を開催し、動物とのふれあいを通じて、命の尊さや大切さに関する児童への情操教育に寄与するとともに、動物由来感染症の予防についても啓発を行なってきました。また、学校飼育動物の飼育指導を担当する小学校教諭を対象に、動物の習性に応じた正しい飼い方等に関する研修会を開催するなど、学校教育との連携を図り児童への動物愛護教育を推進してきました。この他、動物愛護週間にちなみ、小学校児童や中学校生徒を対象に行う「動物愛護絵画・ポスター・標語コンクール」には、多くの作品を応募いただくなど動物愛護意識の醸成を図るとともに、動物愛護の観点から学校飼育動物の飼育管理や取扱いを模範的に行っている小学校を「動物愛護実践校」として表彰しています。

一方、学校側では、飼育動物のけがや病気の際の措置対応や飼育動物の繁殖への対処、さらには季節の変化に応じた飼育の仕方など、その対処について日常的に不安を抱いている状況にもあります。飼育動物のけがや病気、不適切な繁殖や飼育管理などが放置されることは動物虐待にもつながりかねず、児童への情操涵養に逆効果を及ぼす結果となることも危惧されます。

こうした状況に備え、飼育動物の保健衛生対策や適切な飼育管理対策について、学校がいつでも相談できる「学校獣医師」の設置が望まれるところです。動物とのふれあいや適正な飼育体験が、次代を担う子どもたちの心を育み、愛護の気風や生命尊重など情操の涵養に大きく寄与していることは言うまでもありません。

学校飼育動物の適正な飼育については、教師などの学校関係者はもとより、獣医師や動物愛護ボランティアなど地域全体で支える仕組みを構築することが求められています。

【推進方向と計画】

(1)「学校獣医師」制度の創設に向けた「動物ふれあい教室」の発展的展開

ア 学校獣医師設置推進事業を推進する。

①学校獣医師設置推進事業を推進し、事業評価を行う。(継)

(2)学校飼育動物の飼育支援体制の構築

ア 獣医師や動物愛護推進員などのボランティアを結集し、学校飼育動物の飼育を地域で支援できる体制の構築を図る。

①学校飼育動物の飼育を地域で支援できる体制を構築する。(継)

学校飼育動物支援員会の設置(獣医師_Veterinary, 教師_Teacher, PTA又は地域ボランティア等の関係者_Parents)

※参考：茨城県内対象学校等

小学校579校＋幼稚園393園＋保育園442園＝1,414施設

【計画推進のための役割】

推進方向と計画			県	市町村	関係機関・団体等	動物愛護推進員	飼い主	県民
(1)	ア	①	◎	○	○	○	□	□
(2)	ア	①	◎	○	○	○	□	

※ ◎主体，○協力，□客体

9 動物愛護推進拠点のあり方と連携

(県の動物愛護推進体制の強化)

【現状と課題】

県は、狂犬病予防法に基づく業務に加えて旧動物保護管理法（昭和48年制定）並びに同法に基づく条例（昭和54年制定）を所管する機関として、昭和54年、笠間市に全国4番目の動物保護管理施設として動物指導センターを設置しました。開設当初から、引取り収容した犬及びねこの致死処分を担う管理施設としての役割が大きく、昭和57年からは動物愛護週間にちなんで動物愛護フェスティバルなどの啓発事業を展開するものの、引取り手のない犬やねこを致死処分するための施設としてのイメージが県民に強く定着しています。

この間、平成12年には法律の名称が「愛護」に改正されるなど、従来にも増して動物愛護へのなお一層の取り組みが求められることとなりました。（資料編 p 47：参考資料4参照）他府県においては、動物愛護の普及啓発のための展示機能と公園機能を持つ常設の「啓発施設」を動物愛護管理センター等に設置する傾向にあり、これを動物愛護の推進拠点として幼児・児童の遠足コースにも組み込むなど、動物愛護の心を育むための施策を推進しています。また、全国の動物愛護管理センターの設置状況を見ると、動物の処分施設と啓発愛護施設の機能を併設する都道府県が多い中で、処分施設と啓発施設とを完全に分離して設置し、動物愛護啓発施設のみに特化した動物愛護センターを設置する県（栃木県、長野県、兵庫県）も見受けられます。

一方、県内には、日立市かみね動物園やアクアワールド大洗（大洗水族館）があり、これらの施設は、ふだん目にする事のない野生動物や水生生物の生態、その生息する自然環境などについて観察体験し、幅広い年齢層が楽しむことができる動物展示施設としての役割を担っています。また、県の試験研究機関である畜産センター（石岡市）では、乳牛などの畜産動物とのふれあいが楽しめる放牧場や見学広場を整備し、見学者の受け入れを行なっています。各施設では、野生動物や畜産動物について来場者に関心と理解を深めていただくとともに、動物愛護の啓発にも間接的に寄与しています。

しかし、本県には、他県ですでに整備されているような、動物愛護を考え実体験できる「啓発施設」は整備されていません。県民誰もがいつでも、家庭動物をはじめとする身近な小動物とのふれあいを通じて、法が示す動物愛護の理念を実

体験でき、さらには動物の習性を理解した正しい飼育方法などが学べる総合的な「動物愛護推進拠点」の整備が望まれるところですが、動物指導センターが担うべき機能など動物愛護管理行政の将来構想とあわせ、既存の動物園などの動物飼育施設やアニマルセラピーを必要とする福祉施設などとの有機的な連携体制の構築などと絡めて、今後十分に「動物愛護推進機能のあり方と連携」について検討を進めていく必要があります。

【推進方向と計画】

(1) 県の動物愛護推進体制の強化

ア 県の動物愛護推進体制を強化する。

- ① 動物愛護を推進していくためには、県民が気軽に立ち寄って動物とふれあい、適正な飼養方法を学んだり、動物の譲渡を受けたり、さらには愛護団体等の関係者が集うことができるような拠点の整備が必要なことを広く県民に周知し、県民の理解を得る。
- ② 新たな愛護の拠点となる施設の整備を行うことについて、検討を重ねていく。

(2) 動物愛護推進機能のあり方と連携の検討

ア 動物愛護推進機能のあり方と連携について十分に検討する。

- ① 動物愛護推進機能のあり方等検討のための検討会を設置する。
動物園との連携、福祉施設との連携など、効率的・効果的な推進機能のあり方を多角的に検討する。(継)

【計画推進のための役割】

推進方向と計画			県	市町村	関係機関・団体等	動物愛護推進員	飼い主	県民
(1)	ア	①	◎	○	○	○	□	□
		②	◎	○	○	○		
(2)	ア	①	◎	○	○	○	□	□

※ ◎主体，○協力，□客体

Ⅲ 資料編

県政世論調査結果抜粋（平成13年7月実施）

Ⅶ 動物愛護思想の普及

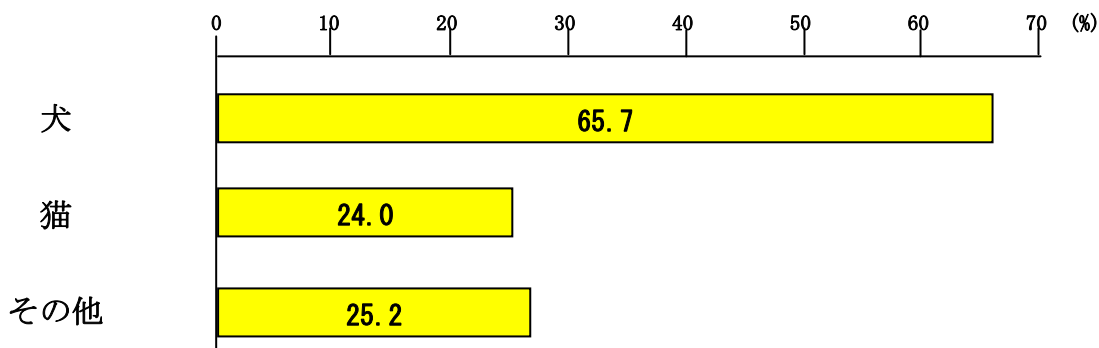
1. 家庭で飼っているペット動物

ペットを「飼っている」は4割台半ばを超える。
飼っているのは、「犬」が最も多く6割台半ばを超え、「猫」は2割台半ばに近い。
ペットを「適切に飼っている」は7割弱。「迷惑をかけているかもしれない」が1割台半ばを超える。

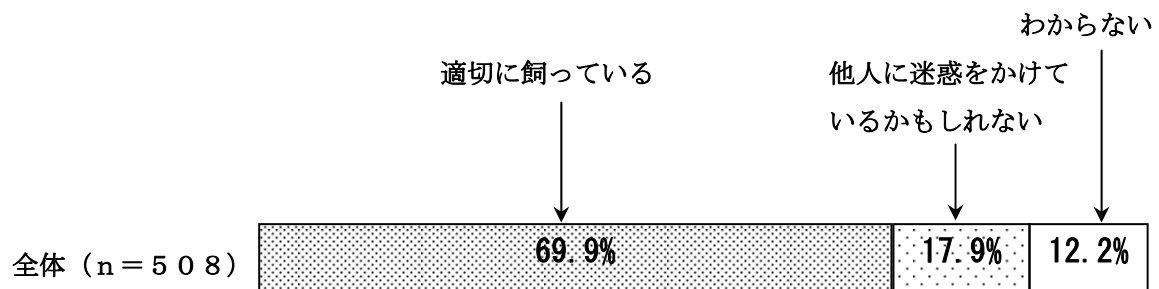
(1) ペットの有無



(2) ペットの種類



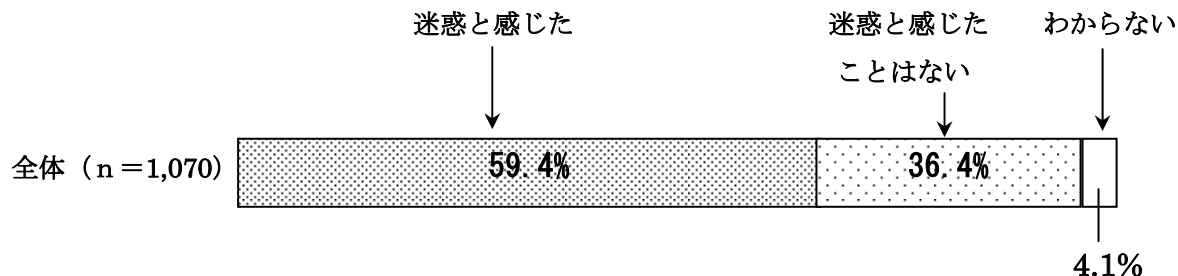
(3) ペットの飼い方



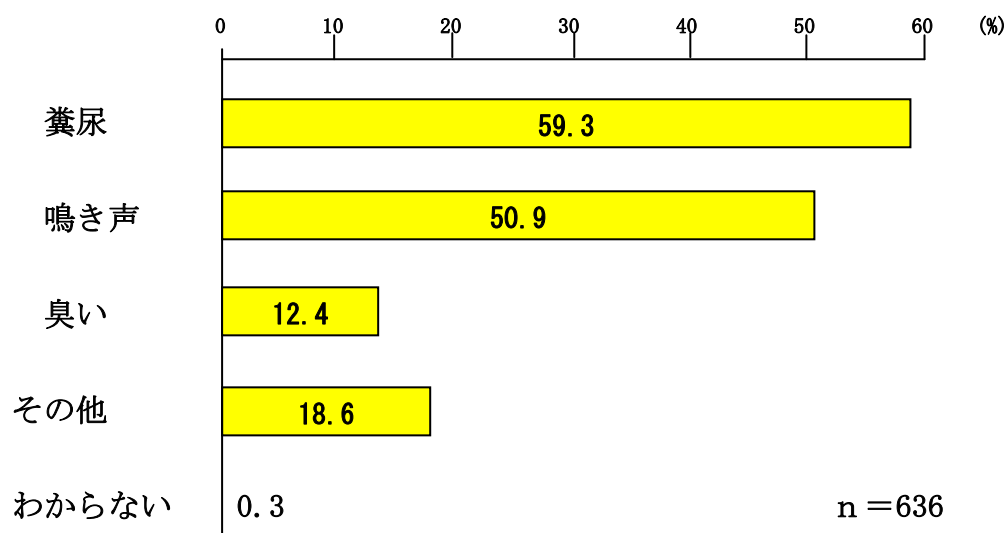
2. 他人のペットの迷惑行為

「迷惑と感じた」は6割弱となっている。
 迷惑と感じた行為としては、「糞尿」が最も多く6割弱である。続く「鳴き声」も5割強となっている。

(1) 他人のペットを迷惑と感じた経験の有無



(2) 迷惑と感じた行為



3. ペットの安楽死処分を減らすための考え

「自己責任で避妊・去勢など繁殖制限を行うべき」が最も多く5割台半ばに近い。1割強の「飼主は、受益者負担としての応分の引き取り手数料を支払うべきだ」と合わせると、「飼主が何らかの負担をすべき」と考えている人は3人に2人である。

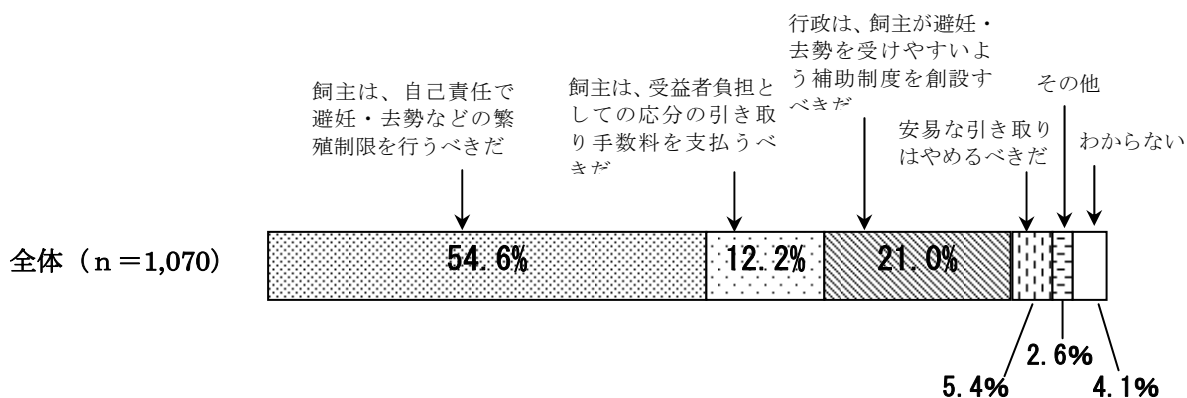


表4. 都道府県別人口10万対、犬の登録、犬及びねこの引取り状況(平成18年度実績)

	人口 (18.10.1) 単位:千人	犬の登録				引取收容								犬・猫合計			
		登録頭数		人口10万対		犬				ねこ				登録頭数		人口10万対	
						引取頭数		人口10万対		登録対引取率		引取頭数					
		順位		順位		順位		順位		順位		順位		順位			
北海道	5,601	271,863	33	4,854	5	2,736	28	49	1.0	11	7,406	41	132	9	10,142	40	181
青森	1,423	82,736	20	5,814	38	718	26	50	0.9	47	1,093	46	77	46	1,811	44	127
岩手	1,375	82,471	15	5,998	39	649	29	47	0.8	32	3,037	21	221	37	3,686	23	268
宮城	2,355	179,359	1	7,616	19	1,521	22	65	0.8	10	7,876	8	334	10	9,397	14	399
秋田	1,134	51,018	40	4,499	41	489	31	43	1.0	45	1,411	42	124	44	1,900	41	168
山形	1,208	47,452	45	3,928	47	181	45	15	0.4	38	2,573	23	213	42	2,754	29	228
福島	2,080	117,649	23	5,656	32	956	30	46	0.8	24	4,007	25	193	25	4,963	27	239
茨城	2,972	189,696	10	6,383	3	3,064	13	103	1.6	20	4,578	36	154	13	7,642	25	257
栃木	2,015	117,025	21	5,808	25	1,199	23	60	1.0	31	3,069	37	152	33	4,268	32	212
群馬	2,021	144,827	3	7,166	29	1,000	27	49	0.7	35	2,792	39	138	36	3,792	38	188
埼玉	7,071	363,811	30	5,145	20	1,492	40	21	0.4	15	5,575	45	79	16	7,067	46	100
千葉	6,074	322,627	27	5,312	7	2,446	33	40	0.8	7	9,384	35	154	7	11,830	35	195
東京	12,659	433,641	47	3,426	15	1,698	47	13	0.4	14	5,974	47	47	12	7,672	47	61
神奈川	8,830	409,881	36	4,642	22	1,287	46	15	0.3	9	8,001	44	91	11	9,288	45	105
新潟	2,418	106,152	42	4,390	43	365	44	15	0.3	22	4,255	30	176	31	4,620	37	191
富山	1,110	49,947	39	4,500	46	188	43	17	0.4	44	1,648	38	148	45	1,836	42	165
石川	1,172	49,648	43	4,236	44	341	38	29	0.7	42	1,911	34	163	43	2,252	36	192
福井	819	33,035	44	4,034	45	289	35	35	0.9	46	1,406	31	172	47	1,695	34	207
山梨	880	60,680	5	6,895	40	523	24	59	0.9	37	2,627	14	299	39	3,150	15	358
長野	2,189	134,814	11	6,159	37	726	36	33	0.5	23	4,088	26	187	28	4,814	30	220
岐阜	2,105	139,297	7	6,617	27	1,125	25	53	0.8	25	3,834	27	182	26	4,959	28	236
静岡	3,797	243,380	9	6,410	30	983	39	26	0.4	6	9,987	15	263	8	10,970	21	289
愛知	7,308	447,338	13	6,121	23	1,274	42	17	0.3	2	12,173	32	167	2	13,447	39	184
三重	1,873	136,746	2	7,301	36	805	32	43	0.6	16	4,780	16	255	22	5,585	19	298
滋賀	1,389	82,042	18	5,907	28	1,059	19	76	1.3	43	1,874	40	135	41	2,933	33	211
京都	2,643	119,044	38	4,504	33	846	37	32	0.7	13	6,100	19	231	17	6,946	24	263
大阪	8,815	325,179	46	3,689	17	1,607	41	18	0.5	3	10,945	43	124	3	12,552	43	142
兵庫	5,590	312,314	24	5,587	9	2,174	34	39	0.7	5	10,031	28	179	6	12,205	31	218
奈良	1,416	62,238	41	4,395	31	969	21	68	1.6	39	2,532	29	179	38	3,501	26	247
和歌山	1,028	50,009	32	4,865	35	812	17	79	1.6	26	3,833	6	373	30	4,645	11	452
鳥取	604	28,850	34	4,776	42	474	18	78	1.6	40	2,500	4	414	40	2,974	10	492
島根	737	40,944	25	5,555	34	819	11	111	2.0	29	3,362	3	456	34	4,181	4	567
岡山	1,955	98,484	31	5,038	12	1,976	14	101	2.0	21	4,259	22	218	19	6,235	17	319
広島	2,875	137,130	35	4,770	1	3,720	9	129	2.7	8	8,617	13	300	5	12,337	12	429
山口	1,483	90,835	12	6,125	21	1,361	15	92	1.5	18	4,754	11	321	20	6,115	13	412
徳島	805	41,883	28	5,203	18	1,575	3	196	3.8	30	3,232	5	401	29	4,807	3	597
香川	1,009	70,610	4	6,998	4	2,972	1	295	4.2	41	2,333	18	231	24	5,305	6	526
愛媛	1,460	84,645	22	5,798	6	2,684	5	184	3.2	17	4,756	10	326	14	7,440	7	510
高知	789	47,543	14	6,026	26	1,196	7	152	2.5	12	6,174	1	783	15	7,370	1	934
福岡	5,054	261,585	29	5,176	2	3,612	20	71	1.4	1	12,204	17	241	1	15,816	18	313
佐賀	863	50,584	19	5,861	14	1,735	2	201	3.4	33	2,870	9	333	32	4,605	5	534
長崎	1,466	79,662	26	5,434	10	2,137	8	146	2.7	4	10,320	2	704	4	12,457	2	850
熊本	1,836	121,689	6	6,628	16	1,611	16	88	1.3	27	3,751	24	204	23	5,362	20	292
大分	1,206	72,231	16	5,989	24	1,270	12	105	1.8	36	2,700	20	224	35	3,970	16	329
宮崎	1,148	68,489	17	5,966	11	2,117	4	184	3.1	28	3,661	12	319	21	5,778	9	503
鹿児島	1,743	112,278	8	6,442	13	1,963	10	113	1.7	34	2,853	33	164	27	4,816	22	276
沖縄	1,368	62,548	37	4,572	8	2,252	6	165	3.6	19	4,670	7	341	18	6,922	8	506
計	127,771	6,635,909		5,194		66,996		52	1.0		231,816		181		298,812		234

※業務を所管している指定都市・中核市については、当該都道府県に含めています。

表5

動物愛護関係4団体(環境省認可公益法人)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる事業の内容
財団法人 日本動物愛護協会	〒107-0062 東京都港区南青山7-8-1 小田急南青山ビル6F TEL:03(3409)1821 FAX:03(3409)1868 http://www.jspca.or.jp/hp/index.html 理事長 中川 志郎	<ul style="list-style-type: none"> 動物の適正な飼養及び保管に関する知識の普及、研究指導 動物愛護に関する調査研究及び情報収集 動物愛護運動に関する国際提携
社団法人 日本動物福祉協会	〒106-0046 港区元麻布3-1-38 第5谷沢ビル7A TEL:03(3405)5681 FAX:03(3478)1945 http://www.jaws.or.jp 理事長 山下眞一郎	<ul style="list-style-type: none"> 動物の健康と福祉のための施設及び物品の調達 動物の虐待を防止するための関係官庁との協力
社団法人 日本愛玩動物協会	〒162-0825 新宿区神楽坂3-6 近藤ビル2F TEL:03(3235)7855 FAX:03(3235)7880 http://www.jpc.or.jp 会長 小川 益男	<ul style="list-style-type: none"> 動物の適正な飼養及び保管に関する指導者の養成 逸走の動物等の保護に関する協力 動物の疾病対策研究及び普及啓発
社団法人 日本動物保護管理協会	〒107-0062 港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23F TEL:03(3475)1695 FAX:03(3475)1697 会長 藏内 勇夫	<ul style="list-style-type: none"> 動物の適正な飼養管理と保護に関する事業 負傷動物の措置に関する事業 犬及びねこの繁殖制限に関する事業

表6 都道府県別犬の登録・狂犬病予防注射頭数等（平成18年度）

	登録頭数 (年度末現在)	予防注射頭数	注射率	徘徊犬の抑留及び返還頭数			
				抑留	抑留率	返還	返還率
全国	6,635,909	4,910,233	74.0%	86,621	1.3%	14,948	17.3%
北海道	271,863	202,759	74.6%	2,908	1.1%	685	23.6%
青森県	82,736	61,758	74.6%	1,134	1.4%	146	12.9%
岩手県	82,471	71,784	87.0%	684	0.8%	190	27.8%
宮城県	179,359	150,073	83.7%	1,375	0.8%	515	37.5%
秋田県	51,018	39,169	76.8%	528	1.0%	113	21.4%
山形県	47,452	44,787	94.4%	418	0.9%	239	57.2%
福島県	117,649	90,911	77.3%	2,220	1.9%	404	18.2%
茨城県	189,696	127,837	67.4%	4,664	2.5%	74	1.6%
栃木県	117,025	83,631	71.5%	2,781	2.4%	171	6.1%
群馬県	144,827	113,185	78.2%	2,311	1.6%	457	19.8%
埼玉県	363,811	260,886	71.7%	3,145	0.9%	672	21.4%
千葉県	322,627	227,673	70.6%	4,772	1.5%	607	12.7%
東京都	433,641	322,875	74.5%	1,221	0.3%	830	68.0%
神奈川県	409,881	346,092	84.4%	1,833	0.4%	1,011	55.2%
新潟県	106,152	95,609	90.1%	749	0.7%	447	59.7%
富山県	49,947	39,100	78.3%	330	0.7%	160	48.5%
石川県	49,648	35,788	72.1%	468	0.9%	139	29.7%
福井県	33,035	21,844	66.1%	467	1.4%	81	17.3%
山梨県	60,680	47,377	78.1%	940	1.5%	343	36.5%
長野県	134,814	128,121	95.0%	1,609	1.2%	773	48.0%
岐阜県	139,297	108,564	77.9%	780	0.6%	188	24.1%
静岡県	243,380	194,773	80.0%	1,497	0.6%	354	23.6%
愛知県	447,338	359,792	80.4%	2,860	0.6%	1,111	38.8%
三重県	136,746	94,236	68.9%	1,144	0.8%	263	23.0%
滋賀県	82,042	55,831	68.1%	777	0.9%	179	23.0%
京都府	119,044	77,539	65.1%	379	0.3%	123	32.5%
大阪府	325,179	209,536	64.4%	1,187	0.4%	254	21.4%
兵庫県	312,314	220,304	70.5%	1,708	0.5%	263	15.4%
奈良県	62,238	44,630	71.7%	490	0.8%	57	11.6%
和歌山県	50,009	32,675	65.3%	912	1.8%	133	14.6%
鳥取県	28,850	19,353	67.1%	424	1.5%	103	24.3%
島根県	40,944	33,537	81.9%	699	1.7%	111	15.9%
岡山県	98,484	59,190	60.1%	1,920	1.9%	132	6.9%
広島県	137,130	100,916	73.6%	1,172	0.9%	84	7.2%
山口県	90,835	71,206	78.4%	2,360	2.6%	154	6.5%
徳島県	41,883	28,581	68.2%	2,896	6.9%	126	4.4%
香川県	70,610	44,305	62.7%	1,819	2.6%	61	3.4%
愛媛県	84,645	54,076	63.9%	2,333	2.8%	121	5.2%
高知県	47,543	31,288	65.8%	1,117	2.3%	102	9.1%
福岡県	261,585	165,808	63.4%	3,653	1.4%	703	19.2%
佐賀県	50,584	36,982	73.1%	1,028	2.0%	119	11.6%
長崎県	79,662	55,311	69.4%	1,828	2.3%	207	11.3%
熊本県	121,689	84,483	69.4%	4,857	4.0%	471	9.7%
大分県	72,231	47,834	66.2%	1,885	2.6%	189	10.0%
宮崎県	68,489	51,590	75.3%	1,767	2.6%	239	13.5%
鹿児島県	112,278	85,996	76.6%	3,160	2.8%	490	15.5%
沖縄県	62,548	30,638	49.0%	7,412	11.9%	554	7.5%

※ 注射率 登録頭数に対する予防注射頭数

※ 抑留率 登録頭数に対する捕獲頭数

※ 返還率 捕獲頭数に対する返還頭数

表7 市町村別犬の登録・狂犬病予防注射頭数, 人口1万人当たりの犬の飼養頭数 (平成18年度)

市町村名	登録頭数	予防注射 実施頭数	予防注射 実施率(%)	人 口	人口1万人当り 飼 養 頭 数
水戸市	13533	9986	73.8%	262,842	514.9
日立市	8380	6142	73.3%	196,549	426.4
土浦市	8775	5893	67.2%	143,546	611.3
古河市	9032	6929	76.7%	144,345	625.7
石岡市	6180	4334	70.1%	80,809	764.8
結城市	5168	3228	62.5%	52,163	990.7
龍ヶ崎市	4419	3052	69.1%	79,012	559.3
下妻市	3201	2292	71.6%	46,077	694.7
常総市	4810	2551	53.0%	65,945	729.4
常陸太田市	4613	3399	73.7%	58,850	783.9
高萩市	1777	1222	68.8%	32,259	550.9
北茨城市	3028	2040	67.4%	48,776	620.8
笠間市	6463	4562	70.6%	80,681	801.1
取手市	6605	5138	77.8%	110,426	598.1
牛久市	3844	2958	77.0%	78,373	490.5
つくば市	12079	5733	47.5%	203,435	593.8
ひたちなか市	6074	4548	74.9%	154,678	392.7
鹿嶋市	4364	3021	69.2%	64,834	673.1
潮来市	2252	1652	73.4%	31,191	722.0
守谷市	4030	3013	74.8%	56,699	710.8
常陸大宮市	3895	3197	82.1%	47,074	827.4
那珂市	3501	2959	84.5%	54,558	641.7
筑西市	7168	5167	72.1%	111,103	645.2
坂東市	4367	2486	56.9%	57,241	762.9
稲敷市	3894	1773	45.5%	48,512	802.7
かすみがうら市	2931	1881	64.2%	44,329	661.2
桜川市	3260	2544	78.0%	47,757	682.6
神栖市	5575	3549	63.7%	92,840	600.5
行方市	3169	2281	72.0%	39,378	804.8
鉾田市	4651	3010	64.7%	50,865	914.4
つくばみらい市	2931	1743	59.5%	40,895	716.7
小美玉市	4421	1565	35.4%	52,952	834.9
茨城町	2898	1448	50.0%	34,788	833.0
大洗町	1055	672	63.7%	18,905	558.1
城里町	2113	1525	72.2%	22,733	929.5
東海村	1846	1207	65.4%	36,007	512.7
大子町	1924	1670	86.8%	21,368	900.4
美浦村	1563	1006	64.4%	17,807	877.7
阿見町	3258	2183	67.0%	47,658	683.6
河内町	873	541	62.0%	10,684	817.1
八千代町	1845	1153	62.5%	23,569	782.8
五霞町	819	588	71.8%	9,808	835.0
境町	1870	986	52.7%	26,192	714.0
利根町	1242	1010	81.3%	17,686	702.3
合計	189696	127837	67.4%	2,966,199	639.5

表 8 平成18年度 市町村別 犬・ねこの引取頭数及び捕獲頭数

市町村名	定時定点		窓口等引取		有料引取	犬・ねこ合計	捕獲頭数
	犬	ねこ	犬	ねこ	犬		
水戸市	7	57	105	286	2	457	235
日立市	33	81	29	51	0	194	93
土浦市	25	88	46	47	0	206	100
古河市	85	105	28	30	0	248	121
石岡市	58	134	76	65	3	336	181
結城市	56	85	22	39	0	202	75
龍ヶ崎市	53	163	1	40	0	257	30
下妻市	16	17	29	20	2	84	110
常総市	34	52	27	27	1	141	105
常陸太田市	42	47	40	70	0	199	55
高萩市	2	34	6	11	0	53	23
北茨城市	14	20	8	18	0	60	46
笠間市	0	0	152	258	1	411	99
取手市	18	68	18	11	0	115	17
牛久市	33	105	12	15	0	165	45
つくば市	63	111	41	10	1	226	189
ひたちなか市	19	42	29	76	1	167	97
鹿嶋市	88	115	16	52	0	271	209
潮来市	53	35	4	32	10	134	126
守谷市	9	35	8	17	0	69	21
常陸大宮市	12	29	73	82	1	197	37
那珂市	19	11	49	68	0	147	44
筑西市	22	19	71	49	3	164	236
坂東市	0	0	37	30	0	67	315
稲敷市	132	88	6	66	2	294	162
かすみがうら市	56	111	14	38	3	222	106
桜川市	24	16	172	112	0	324	76
神栖市	91	112	64	80	17	364	607
行方市	100	90	22	26	0	238	169
鉾田市	55	56	22	57	2	192	274
つくばみらい市	30	64	1	22	0	117	45
小美玉市	45	95	47	57	0	244	133
茨城町	47	34	22	53	0	156	133
大洗町	2	6	18	62	0	88	22
城里町	2	3	108	57	0	170	39
東海村	24	48	3	16	0	91	25
太子町	19	30	8	15	2	74	25
美浦村	0	0	0	33	0	33	6
阿見町	47	74	17	31	0	169	17
河内町	10	13	0	10	0	33	8
八千代町	64	14	4	14	0	96	101
五霞町	14	25	3	3	0	45	10
境町	17	13	3	1	0	34	97
利根町	12	73	0	3	0	88	0
合 計	1552	2418	1461	2160	51	7642	4664

表9 市町村別、犬及び猫の引取り頭数削減目標(平成18年度末実績)

市町村	人口(H19.4.1)	定時定点		窓口等引取		有料引取 犬	合計		平成29年度末 引取頭数上限値 ※
		犬	ねこ	犬	ねこ		犬・ねこ	対人口1万	
水戸市	262,842	7	57	105	286	2	457	17.6	310
日立市	196,549	33	81	29	51	0	194	9.7	232
土浦市	143,546	25	88	46	47	0	206	14.7	169
古河市	144,345	85	105	28	30	0	248	17.7	170
石岡市	80,809	58	134	76	65	3	336	42.0	95
結城市	52,163	56	85	22	39	0	202	40.4	62
龍ヶ崎市	79,012	53	163	1	40	0	257	32.1	93
下妻市	46,077	16	17	29	20	2	84	16.8	54
常総市	65,945	34	52	27	27	1	141	20.1	78
常陸太田市	58,850	42	47	40	70	0	199	33.2	69
高萩市	32,259	2	34	6	11	0	53	17.7	38
北茨城市	48,776	14	20	8	18	0	60	12.0	58
笠間市	80,681	0	0	152	258	1	411	51.4	95
取手市	110,426	18	68	18	11	0	115	10.5	130
牛久市	78,373	33	105	12	15	0	165	20.6	92
つくば市	203,435	63	111	41	10	1	226	11.3	240
ひたちなか市	154,678	19	42	29	76	1	167	11.1	183
鹿嶋市	64,834	88	115	16	52	0	271	45.2	77
潮来市	31,191	53	35	4	32	10	134	44.7	37
守谷市	56,699	9	35	8	17	0	69	11.5	67
常陸大宮市	47,074	12	29	73	82	1	197	39.4	56
那珂市	54,558	19	11	49	68	0	147	29.4	64
筑西市	111,103	22	19	71	49	3	164	14.9	131
坂東市	57,241	0	0	37	30	0	67	11.2	68
稲敷市	48,512	132	88	6	66	2	294	58.8	57
かすみがうら市	44,329	56	111	14	38	3	222	55.5	52
桜川市	47,757	24	16	172	112	0	324	64.8	56
神栖市	92,840	91	112	64	80	17	364	40.4	110
行方市	39,378	100	90	22	26	0	238	59.5	46
鉾田市	50,865	55	56	22	57	2	192	38.4	60
つくばみらい市	40,895	30	64	1	22	0	117	29.3	48
小美玉市	52,952	45	95	47	57	0	244	48.8	62
茨城町	34,788	47	34	22	53	0	156	52.0	41
大洗町	18,905	2	6	18	62	0	88	44.0	22
城里町	22,733	2	3	108	57	0	170	85.0	27
東海村	36,007	24	48	3	16	0	91	22.8	42
大子町	21,368	19	30	8	15	2	74	37.0	25
美浦村	17,807	0	0	0	33	0	33	16.5	21
阿見町	47,658	47	74	17	31	0	169	33.8	56
河内町	10,684	10	13	0	10	0	33	33.0	13
八千代町	23,569	64	14	4	14	0	96	48.0	28
五霞町	9,808	14	25	3	3	0	45	45.0	12
境町	26,192	17	13	3	1	0	34	11.3	31
利根町	17,686	12	73	0	3	0	88	44.0	21
合計	2,966,199	1,552	2,418	1,461	2,160	51	7,642	25.7	3500

※平成29年度末引取頭数上限値＝11.8×(各市町村人口)／10000

(目標値3,500頭を達成したと仮定し、県人口1万人あたりの引取頭数11.8頭より各市町村人口を換算して求めた。)

参考資料 1

茨城県動物愛護推進協議会設置要項

(趣旨)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。）第39条の規定に基づき、動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の委嘱の推進及び推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うとともに、平成15年5月に策定した「茨城県動物愛護推進計画」の進行管理を行うため、茨城県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進員の委嘱の推進に関すること。
- (2) 推進員の資質向上を目的とする講習会等への協力に関すること。
- (3) 推進員の候補となり得る人材の確保及び育成に関すること。
- (4) 茨城県動物愛護推進計画の進行管理に関すること。
- (5) 動物愛護推進事業への協力に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる関係団体及び行政機関等から推薦を受けた者のうちから、保健福祉部長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

(1) 動物愛護を目的とする次の公益法人の本部又は茨城県支部（3人以内）

- ア 財団法人日本動物愛護協会
- イ 社団法人日本愛玩動物協会
- ウ 社団法人日本動物保護管理協会茨城県支部

(2) 社団法人茨城県獣医師会（1人）

(3) 推進員が組織する協議体（1人）

(4) 茨城県学校長会（1人）

(5) 市町村（3人以内）

(6) 茨城県（2人以内）

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 協議会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって選任する。

4 委員長は、協議会を代表し、協議会を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議には、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（協議会の庶務）

第5条 協議会の庶務は、保健福祉部生活衛生課において処理する。

（その他）

第6条 この要項に定めるほか、協議会の運営に関して必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

付 則

この要項は、平成16年3月15日から施行する。

付 則

この要項は、平成18年6月15日から施行する。

（参考）

動物愛護推進協議会委員（平成18年7月26日～平成20年7月25日）

区 分	団体又は機関名	職	氏 名
動物愛護 公益法人	(財)日本動物愛護協会	事務局長	○会田 保彦
	(社)日本愛玩動物協会茨城県支部	事務局長	勝山 亜佐美
	(社)日本動物保護管理協会茨城県支部	支部長	古橋 治己
獣医師会	(社)茨城県獣医師会	会 長	◎遠山 吾市
推進員の協議体	動物愛護推進員役員	県代表	飯塚 みどり
学校長会	茨城県学校長会	笠間市立大原 小学校長	海野 光子
市 町 村	高萩市市民生活部環境衛生課	課 長	鈴木 清寿
	鹿嶋市環境経済部環境課	課 長	鬼無瀬猛司
	筑西市市民環境部生活環境課	課 長	赤城 久
茨 城 県	保健福祉部生活衛生課 動物指導センター	課 長 センター長	村山 正利 庄司 昭

◎：委員長 ○：副委員長

参考資料 2 茨城県動物愛護推進員設置要項

(目的)

第1条 この要項は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条に基づき設置する「茨城県動物愛護推進員」（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定める。

(委嘱等)

第2条 推進員は、次のいずれかに該当する者のうちから茨城県動物指導センター長（以下「動物指導センター長」という。）が内申し、知事がこれを委嘱する。

- (1) 市町村長又は市町村教育委員会教育長から推薦のあった者
- (2) 応募のあった者（18歳以上の者とする。ただし高校生は除く。）
- (3) 獣医師であつて(社)茨城県獣医師会長から推薦のあった者
- (4) 茨城県動物愛護推進協議会を構成する公益法人から推薦のあった者

2 前項で規定する内申は、次の各号をすべて満たす者であること。

- (1) 県内に在住する者であること。
- (2) 動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者であること。
- (3) 県が行う動物愛護推進員養成講習会を受講した者であること。
- (4) 動物愛護行政の推進に協力できる者であること。
- (5) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例の規定を遵守している者であること。

3 推進員の委嘱は「委嘱状」（様式第1号）により、推薦は「推薦書」（様式第2号）により行うものとする。

4 推進員の委嘱にあたっては、委嘱しようとする者から「承諾書」（様式第3号）により承諾を得るものとする。

5 推進員の任期は2年とする。ただし、推進員に欠員が生じた場合で新たに推進員を委嘱するときの委嘱期間の満了日は、前任者が委嘱されていた期間の満了する日とする。また、推進員は再任できるものとする。

(推進員の解任)

第3条 知事は、次のいずれかの号に該当する行為があつたときは、推進員を解任することができる。

- (1) 推進員の業務範囲を著しく超え、再三に渡る注意を無視した者
- (2) 推進員としてふさわしくない行為をした者
- (3) 刑事罰による犯罪を犯した者
- (4) 前各号の規定にかかわらず、推進員が第2条第2項のいずれかに該当しなくなったとき又は知事が必要と認めたとき。

(役員の選任)

第4条 推進員は、県北、鹿行、県南及び県西の各ブロックに所属することとし、ブロック長各1名及び副ブロック長各1名を各ブロックに所属する推進員の互選によって選任する。

2 ブロック長及び副ブロック長は、代表1名及び副代表2名を互選によって選任する。

(役員の役割)

第5条 代表は、推進員の代表として、動物指導センター長やブロック長と推

進員活動に関する調整等を行う。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に支障があるときは、代理する。
- 3 ブロック長は、代表との連絡調整及びブロックの活動計画の取りまとめ等を行う。
- 4 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に支障がある時は、代理する。

(活動内容)

第6条 推進員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 県が主催する次の事業等への協力
 - ア 動物愛護フェスティバル
 - イ 動物愛護啓発キャンペーン
 - ウ 犬のしつけ方教室
 - エ 動物指導センターが実施する子犬の譲渡事業の飼養管理及び譲渡の補助
 - オ その他県が主催する事業
- (2) 公民館活動、自治会、子ども会、老人会、自治体、学校主催の催事等における次の活動
 - ア 動物愛護思想の普及
 - イ 動物の適正飼養に関する知識の普及
 - ウ 繁殖制限に関する知識の普及
 - エ 終生飼養知識の普及
 - オ 動物の譲渡に関する相談
 - カ 犬のしつけ方相談
 - キ その他動物愛護管理に関する知識の普及等
 - ク 学校飼育動物の飼育ボランティア活動
- (3) その他動物指導センター長が依頼する事項への協力

(会議)

- 第7条 代表は、推進員を召集し、中央会議を年1回開催することができる。
- 2 ブロック長は、ブロックに所属する推進員を召集し、ブロック会議を年1回以上開催することができる。
 - 3 県は、必要に応じて推進員を召集し、会議を開催することができる。
 - 4 推進員は、前項に掲げる会議に出席しなければならない。

(報告)

- 第8条 推進員は、活動の実績を「動物愛護推進員活動報告書」(様式第4号)により、動物指導センター長に報告するものとする。
- 2 報告の提出は、半期ごととし、半期終了月の翌月20日までにを行うものとする。

(推進員の証)

- 第9条 推進員が業務に従事するときは、「茨城県動物愛護推進員の証」(様式第5号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 第2条第5項の規定による任期が満了したとき又は第3条の規定により解任された場合は、茨城県動物愛護推進員の証を知事に返納しなければならない。

い。

(推進員の証の再交付)

第9条の2 知事は、前条第1項の規定により交付された茨城県動物愛護推進員の証をき損し、汚損し、若しくは紛失した者から茨城県動物愛護推進員の証の再交付の申請があったときは、茨城県動物愛護推進員の証を再交付できる。

2 前項の申請は、茨城県動物愛護推進員の証再交付申請書(様式第6号)により行うものとする。

(報償費等)

第10条 県は、推進員が第6条第1項第1号及び第3号に規定するいずれかの事業及び第7条に規定する会議へ参加した場合は、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(実施細目)

第11条 この要項の定めるもののほか、その要項の実施について必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

付 則

この要項は、平成13年8月20日から施行する。

付 則

この要項は、平成15年12月9日から施行する。

付 則

この要項は、平成17年12月28日から施行する。

付 則

この要項は、平成19年12月26日から施行する。

参考資料3

譲渡情報バンクについて

県では、犬・猫の飼育希望者と譲渡希望者の「譲渡情報バンク」を開設し、情報提供サービスを行っています。この事業は単なる犬や猫の斡旋ではなく、生命を救うとともに模範的な飼い主になっていただくことを願って行っているものです。この趣旨をご理解の上、専用ダイヤルへお問い合わせください。

飼育を希望する方へ

「犬・猫の飼育希望情報」として、あなたからの情報を受付け、譲渡を希望する方にご紹介します。

→ 受付は、下記事項を守れる方に限ります。

- ① 飼い主としてのルール・マナーをきちんと守り、終生愛情と責任を持って飼える方。
- ② 避妊・去勢手術を実施する方。
- ③ 後日、追跡調査を行ないます。上記事項を遵守出来ない場合は譲渡した犬や猫を返還していただくこともあります。

譲渡したい方へ

「犬・猫の譲渡希望情報」として、あなたからの情報を受付け、飼育を希望する方にご紹介します。

- 子犬・子猫が生まれ、新しい飼い主を探したが、見つからない。
- 捨て犬や迷い猫を保護したが、自宅ではこれ以上飼えない。

→ 受付は、（譲渡成立後に）母犬や母猫等の避妊手術を実施する方に限ります。すべての子犬・子猫に飼い主が見つかるとは限りません。不幸な命を生み出さないためにも、避妊・去勢手術をしてください。後日、追跡調査を行ないます。

専用電話番号

（茨城県動物指導センター内）

0 2 9 6 - 7 2 - 1 4 0 3

受付時間 9：30～12：00 （土日祝祭日を除く）

{ 13：00～15：00 }

ホームページ上で譲渡したい犬、猫の情報が確認できます。

<http://business2.plala.or.jp/ibadoshi>

参考資料4

茨城県の動物愛護管理行政の沿革

- 昭和25年 ○「狂犬病予防法」の施行に伴い、保健所が業務を所管。
・犬の登録、狂犬病予防注射の推進 ・犬の捕獲抑留
- 昭和48年 ○「動物の保護及び管理に関する法律」が、議員立法で制定。
- 昭和54年 ○「茨城県動物の保護及び管理に関する条例」を制定。
笠間市日沢に、茨城県動物センターを開設し、狂犬病予防法、動物保護管理法関係業務を所管。同センター動物棟で、保健所に収容された犬、猫の収集保管及び殺処分業務を開始。
- 昭和57年 ○動物愛護週間に伴う動物愛護フェスティバル事業を毎年実施。
- 昭和61年 ○総理府との共催事業として「動物愛護フェスティバル'86 いばらき」事業を実施。
- 昭和62年 ○保健所で分掌していた動物指導業務（犬の捕獲、犬猫の引取業務）を動物指導センターに一元化し、保健所での業務を廃止。
○保健所での犬猫引取業務廃止に伴う代替措置として、市町村の公民館等を巡回して引取を行う「定時定点回収」業務を開始。
- 平成 元年 ○小学校飼育動物の検診等を通じ、小学校児童を対象とした動物愛護思想の普及啓発を行う「動物ふれあい教室」事業を開始。
- 平成 5年 ○犬猫譲渡情報バンク事業を開始し、飼育希望者と提供者の情報仲介を行い、併せて繁殖制限措置指導を行っている。
- 平成11年 ○平成11年12月第146回国会において「動物の愛護及び管理に関する法律」に改正、名称変更され、平成12年12月1日から施行。
- 平成12年 ○改正「動物の愛護及び管理に関する法律」施行。
○法律の改正にあわせ「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」に改正、名称変更し、平成12年4月1日から施行。
- 平成13年 ○動物指導センターホームページを開設。
- 平成15年 ○「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正、法第17条に規定する動物愛護担当職員の規定を追加。
○動物指導センター組織を、管理課、保護指導課、愛護推進課の三課体制に改編。
○「茨城県動物愛護推進計画」策定。
○譲渡子犬の「しつけ方教室」を開始。
- 平成16年 ○犬・ねこの引取り有料化。
- 平成18年 ○改正「動物の愛護及び管理に関する法律」施行。

茨城県動物愛護推進計画（改定）

発行年月 平成 20 年 5 月

発 行 茨城県保健福祉部生活衛生課
〒301-0024

茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

電 話 0 2 9 - 3 0 1 - 3 4 1 8

F A X 0 2 9 - 3 0 1 - 0 8 0 0